

青森県報

号外第三十号

平成二十三年
三月三十日
(水曜日)

目 次

規 則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一

地方公務員法第三十六条の規定の適用を受ける企業職員の職を定める規則の一部を改正する規則…………… (同) …… 一

訓 令

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) …… 二

職員の任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 二

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 二

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 三

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 四

規 則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十二号

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する主要な職員を定める規則(昭和四十二年四月青森県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第一号中又をルとし、リを又とし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをハとし、ニの次に次のように加える。

ホ 整備企画課長代理

第二号口中「別表第七イの表」を「別表第五イの表」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

地方公務員法第三十六条の規定の適用を受ける企業職員の職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十三号

地方公務員法第三十六条の規定の適用を受ける企業職員の職を定める規則の一部を改正する規則

地方公務員法第三十六条の規定の適用を受ける企業職員の職を定める規則(昭和四十二年四月青森県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十七号を削り、第十六号を第十七号とし、第五号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 整備企画課長代理

第二十四号を第二十五号とし、第十九号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 青森県立中央病院の室長

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第十四号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程（昭和三十八年四月青森県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「第七条まで、」の下に「第七条の三（第二項を除く。）、」を加える。

別表の特別休暇の項中

地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合に与えられる休暇

を

地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合と与えられる休暇
一 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
二 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

に、

「災害時において」を「災害又は交通機関の事故等に際して」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十五号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

職員の任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

職員の任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令

職員の任免等発令事務取扱規程（昭和三十九年四月青森県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「部長」の下に「観光国際戦略局長」を加える。

別表27の4の項中「H擧」を「H擧冊」に、「H冊（H擧）」を「冊」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十六号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県職員服務規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号）の一部を次のように改定する。

第七条の第三項中「三歳に満たない」を削り、「一月」のところに「（職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）第二条の第二号に掲げる場合にあつては二週間、同条例第三条第七号に掲げる事情に該当して当該承認を受けようとする場合はあつては当該田）」を加え、同条第三項中「（平成四年三月青森県条例第五号）」を削る。

第二節様式の四中

育児休業の承認 育児休業の期間の延長

を

育児休業の承認 育児休業の期間の延長
（再任用短時間勤務職員の1歳6か月までの子の育児休業が必要な事情）

を

5 備考

5 配偶者	氏名				
	育児休業の期間	年月日から	年月日まで		
6 備考					

この場合、同様式の注の2中「請求（）」の次に「再任用短時間勤務職員の任期の更新又は任期満了後に引き続き採用に伴う再度の育児休業及び」を挿入し、同条中の「年月日」を「年月日」及び「年月日」の次に「年月日」の次に「年月日」を挿入する。

- 4 再任用短時間勤務職員が任期の更新又は任期満了後に引き続き採用に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、請求期間欄及び既に育児休業をした

期間欄に記入すれば足りる。

- 5 配偶者欄には、再任用短時間勤務職員が1歳2か月までの子の育児休業又は1歳6か月までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。

附則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十七号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

職員の日額旅費支給規程（昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表中

第一研修 課程	前期日程 の研修	六、〇二〇円
	後期日程 の研修	五、九九〇円
第三研修 課程	国際一 又	五、五四〇円

を

第一研修 課程	前期日程 の研修	六、〇四〇円
	後期日程 の研修	六、〇一〇円

「五、八六〇円」を「五、九〇〇円」

「五、七三〇円」を「五、六二〇円」、「二、四四〇円」を「二、四一〇円」
とする。

附則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十八号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

青森県職員被服貸与規程（昭和三十一年四月青森県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二総務部防災消防課の項中「防災行政用無線施設」を「防災行政用情報通信網」に改め、同表総務部工事検査課の項の次に次のように加える。

企画政策部交通政策課	北海道新幹線の建設に係る現地調査及び用地買収に係る業務用	作業服 安全帽 安全靴 ゴム長靴 防寒衣 雨合羽
企画政策部青い森鉄道対策室	鉄道施設の保守管理用	作業服 安全帽 安全靴 ゴム長靴 防寒衣 雨合羽

別表第二商工労働部観光局観光企画課の項を削り、同表県土整備部高規格道路・津軽ダム対策課の項を次のように改める。

観光国際戦略局観光企画課	現地調査、指導、測量及び工事現場監督用	作業服 安全帽 ゴム長靴
--------------	---------------------	--------------------

別表第二鉄道管理事務所の項を削る。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭